毎月1・11・21日発行
11/11
令和5年(2023)
No.2309

広報 しながわ Shinagawa

Shinagawa City 品川区

人権週間特集号

『人権尊重都市品川宣言』について詳しくは、区ホームページをご覧ください。

発行／品川区　編集／広報広聴課　〒140－8715　品川区広町2－1－36　☎3777－1111(代表)　Fax5742－6870(広報広聴課)　https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/

人権尊重都市宣言のまち　品川区

実現しよう　平和で　心ゆたかな

人間尊重社会

12月4日～10日は人権週間

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして
自由であり、平等である
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ
絶対にこれを侵すことはできない
幾多の試練と犠牲のもとに
日本国憲法と世界人権宣言は
この人類普遍の原理をあらわし
人権の尊重が
国際社会の責務であることを明らかにした
今日、我が国社会の実情は
いまだに差別意識と偏見が
人々の暮らしの中に深く根づき
部落差別をはじめ
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など
どれほど多くの人間が苦しんでいることか
人間がつくりあげた差別は
人間の理性と良心によって
必ずや解消できることを
我々は確信する
平和で心ゆたかな
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は
『人権尊重都市品川』を宣言し
差別の実態の解消に努め
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを
ここに誓う

1993(平成5)年4月28日　品川区

世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、人権と自由を尊重し確保するために、すべての人とすべての国とが達成すべき共通の基準を宣言したものです。また、昭和25(1950)年の第5回国連総会で、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

日本では、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定めて、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

区の取り組み

区では、平成5(1993)年4月に『人権尊重都市品川』を宣言し、今年で30周年を迎えました。これまで、平和で心ゆたかな「人間尊重社会の実現」をめざし、人権尊重思想の普及啓発に取り組んできました。

宣言から30周年を迎えた今年は、区立学校の生徒たちによる人権標語・ポスターなどが展示される「しながわ人権のひろば2023」や人権啓発ラッピングカーの運行、「人権週間講演と映画のつどい」などを開催します。この機会にもう一度、人権について考えてみませんか。

人権尊重都市品川宣言30周年

しながわ人権のひろば2023

会場／きゅりあん(大井町駅前)

品川区立学校人権標語・ポスター展
人権啓発パネル展(犯罪被害者支援の活動紹介など)

日時／12月9日(土)～15日(金) 午前9時30分～午後7時30分
※15日は午後3時まで。
場所／イベントホール
※「人権標語・ポスター展」の様子を後日、ケーブルテレビ品川で放送します。日時など詳しくは、区ホームページで改めてお知らせします。

女性弁護士による法律相談

日時／12月9日(土) ①午前9時30分～正午②午後1時30分～4時
定員／各5人(先着)
場所・申込方法・問い合わせ／12月8日(金)までに、**電話**で男女共同参画センター(☎5479－4104 Fax5479－4111)へ

人権擁護委員による人権身の上相談

日時／12月10日(日) ①午前10時～正午②午後1時～3時
場所／第1グループ活動室
定員／各2人(先着)
申込方法・問い合わせ／12月8日(金)までに、**電話**で区民相談室(☎3777－1111(代表) Fax5742－6599)へ

人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の中から人権擁護に理解のある方を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。「『誰か』のこと じゃない。」を重点目標に、様々な啓発活動を積極的に展開しています。

人権啓発活動

品川区人権擁護委員会では、憲法週間や人権週間における啓発活動に参加するとともに、毎年、小学校に「人権メッセージ」の発表や「人権の花」運動、中学校に「人権作文」の協力をお願いしています。

今年の「人権メッセージ」には、芳水小学校の4年生が参加しました。「人権の花」運動では、鮫浜・宮前・旗台小学校と荏原平塚学園の皆さんが「マリーゴールド」「サルビア」「百日草」の花を咲かせました。「人権作文」には、浜川・冨士見台・荏原第六中学校の皆さんが参加しました。このような活動を通して、思いやりの心を育み人権の大切さについて考えていただいています。

(東京人権擁護委員協議会・品川区人権擁護委員会)

区の人権擁護委員

江口　千枝(東五反田)
後藤　　基(西中延)
谷口　孝彦(旗の台)
野口　清彦(東大井)
野澤　澄也(南品川)
長谷川一也(大　井)
羽鳥　紀子(荏　原)
原　　敦子(小山台)
松尾　和英(小山台)
村野　邦美(南品川)

人権擁護委員による人権身の上相談

人権問題に関する悩みをお持ちの方は、ひとりで悩まず、気軽にご相談ください。
相談日／第1・3火曜日午後1時～4時
場所・申込方法・問い合わせ／相談日1週間前の午前9時から、**電話**で区民相談室(第三庁舎3階 ☎3777－1111(代表) Fax5742－6599)へ

人権週間街頭キャンペーン

日時／12月1日(金)午前11時30分から　**場所／**大井町駅前

問い合わせ／区民相談室(☎3777－2000 Fax5742－6599)

問い合わせ／品川区人権啓発課(☎3763－5391 Fax3768－5092)

みんなで考えよう私たちの人権

区ではこれまで『人権尊重都市品川宣言』を様々な施策の中に生かしながら、人権啓発や人権教育を推進してきました。しかし、私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある方や外国人に対する偏見、被差別部落（同和地区）出身の方に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在します。特に最近は、インターネットを悪用し、投稿先のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）での誹謗（ひぼう）中傷などの人権侵害や、様々な差別行為による重大な人権問題が発生しています。

こうした中、平成28（2016）年4月には「障害者差別解消法」、6月には「ヘイトスピーチ解消法」、12月には「部落差別解消推進法」が施行されました。さらに令和元（2019）年5月には「アイヌ施策推進法」が施行されました。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。『人権尊重都市品川宣言』に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることを大切にしていきましょう。

“こどもまんなか”を応援！

みんなで守ろう！子どもの権利

区では、こども家庭庁の「子どもたちにとっての最善を常に考え、子どもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現する」といった**“こどもまんなか”**の趣旨に共感・賛同し、**“こどもまんなか”**を応援しています。

“こどもまんなか”を考えるうえで大切なことの中に、「子どもの権利」があります。日本でも、子どもの基本的人権を国際的に保護するために、世界中のすべての子どもたちがもつ権利を定めた「子どもの権利条約」に同意しています。子どもの権利条約では、大きく4つの権利が子どもたちにあるとしています。

「子どもの権利条約」で定める4つの権利

生きる権利
- 食事や水分をしっかりとり、健康で元気に生活できること
- 住むところや衣服を与えられ、安心・安全な環境で過ごせること

守られる権利
- 心やからだを傷つけられず、守られること
- 困ったことがあった時は、周りの人に相談でき、助けられること

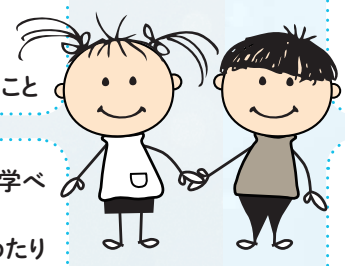

育つ権利
- 誰もが学びたいことを自由に学べること
- 友達と遊んだり、からだを休めたりできること

参加する権利
- 自分の気持ちや意見を自由にあらわすことができること
- 仲間とグループを作ったり、様々な活動に参加したりできること

子どもは大人と同じように権利の主体です。子どもの権利を守るためには、子どもたちにとっての最善を常に考える必要があります。次代の社会を担うすべての子どもが等しく健やかに成長できるよう、その権利を守らなければいけません。

「品川区児童相談所」の開設に向けて

区では現在、6年10月の児童相談所開設に向けて準備を進めています。児童相談所は、お子さんがいる家庭のあらゆる相談に対して、子どもの権利を尊重した支援を行い、**“こどもまんなか”**の実現をめざします。

児童相談所の主な取り組み
- 一時保護や施設入所の決定をする際に、子ども自らが意見・意向を表明しやすい体制づくりを図ります
- 一時保護所での学習において、子どもの権利に関する授業を行うなど、子ども自身が子どもの権利について学び、考える機会を設けます
- 一時保護所が子どもたちにとってより良い生活の場となるよう、第三者評価を実施します

問い合わせ／児童相談所開設準備課（☎6712－8261 Fax6712－8273）

人権に関する法律をご存じですか

障害者差別解消法
［平成28（2016）年4月施行］
すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

部落差別解消推進法
［平成28（2016）年12月施行］
現在も存在する部落差別について、「部落差別は許されない」という認識のもと、部落差別のない社会をめざす法律です。

ヘイトスピーチ解消法
［平成28（2016）年6月施行］
日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することをせん動する不当な差別的言動の解消をめざす法律です。

アイヌ施策推進法
［令和元（2019）年5月施行］
先住民族であるアイヌの人々が民族の誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることで、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

内閣府では、令和5年3月に「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を決定し、令和5年度から7年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」とし、様々な取り組みをしています。ひとりで悩まず、まずは最寄りの機関にご相談ください。

- **男女共同参画センター専門相談員によるDV相談** …… ☎5479－4104
- **DV相談ナビ** …… ☎#8008（はれれば）
- **性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター** …… ☎#8891（はやくワンストップ）

「東京都パートナーシップ宣誓制度」を活用した行政サービスを提供しています

「東京都パートナーシップ宣誓制度」は、『東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例』に基づき導入されました。

区では、パートナーシップ関係にある方の生活上の不便を軽減し、性別によらず誰もが暮らしやすい環境につなげていくため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の受理証明書を活用した行政サービスを提供しています。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

問い合わせ　男女共同参画センター（☎5479－4104 Fax5479－4111）

夜間人権ホットライン

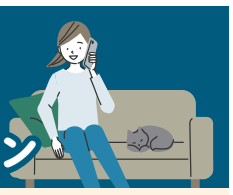

人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が電話で相談に応じます。
相談日／12月8日㈮ 午後5時～8時
※相談時間はひとり10分程度。
相談電話／6722－0127
問い合わせ／東京都人権プラザ相談室
☎6722－0124・0125

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

12月10日㈰～16日㈯

問い合わせ／品川区人権啓発課（☎3763－5391 Fax3768－5092）